

庭先販売施設整備補助制度について

市では、新鮮で安心な農産物を市民に販売する庭先販売農家に対し、農産物の陳列棚（ロッカー式も含む）や防犯カメラ等の施設整備費のうち1/2の金額（上限あり）を補助します。

庭先販売農家の皆様は是非、積極的に補助制度をご利用ください。



申請の流れ

※予算がなくなり次第、受付終了となります。

※交付決定前に発注してしまうと、補助金が交付できませんので、事前に補助制度が利用できるか、都市農業振興課まで確認ください。

- ①市に補助制度利用の相談後、交付申請。
- ②市で申請内容審査・交付決定後に施設整備の発注。
- ③整備完了後、1. 実績報告書等一式、2. 整備された施設の写真、3. 領収書（写）等、を市に提出。

- ④市で報告内容審査・交付確定後に請求書の提出

※補助金は後日、請求書記載の指定口座にお振込みとなります。

※詳しくは裏面をご参照ください。

○補助制度の概要

【対象者】草加市農産物庭先販売農家指定要綱の規定により指定を受けた庭先販売農家

【補助の対象】農産物を陳列する棚、雨除け、看板防犯カメラ等の設置費又は改修費用

【補助の上限】同一農家で年度内に事業を行った補助対象経費の1/2の額（※上限20万円）

お問合せ先

草加市自治文化部都市農業振興課

T E L 048-922-0842

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1

F A X 048-922-3406

M A I L toshinogyo@city.soka.saitama.jp

草加市庭先販売施設整備補助金交付の流れ

